

梅降雹被害対策出荷促進事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年4月6日、11日、14日及び15日に発生した降雹により梅の被害を受けた本市の農業者（以下「被害農家」という。）並びに被害農家に支援策を講じた和歌山県農業協同組合に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者等)

第2条 この要綱による支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）、支援対象物及び支援単価は次のとおりとする。

支援対象者	支援対象物	支援単価
1 田辺市内に住所を有する者（法人にあつては主たる事業所を市内に有する者） 2 和歌山県農業協同組合	令和7年産梅のうち次に掲げるもの (1) 生梅は、令和7年5月1日から令和7年7月31日までに出荷（荷受）し、取引が完了したもの (2) 梅干しは、令和7年8月1日から令和8年2月28日までに出荷（荷受）し、取引が完了したもの	生梅 10円/kg 梅干し 20円/kg

2 前項の表第1項に掲げる支援対象者については、次のいずれの要件を満たしたものとする。

- (1) 令和7年4月6日、11日、14日、15日の降雹により梅の被害を受けた農業者であること。
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）を完納している者であること。

(支援金の交付申請・実績報告)

第3条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請事業者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 梅降雹被害対策出荷促進事業支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- (2) 梅降雹被害対策出荷促進事業取組状況報告書（別記様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、和歌山県農業協同組合が申請事業者となる場合は、前項各号に掲げる書類に代えて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 梅降雹被害対策出荷促進事業支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第4号）
- (2) 梅降雹被害対策出荷促進事業取組結果報告書（別記様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定・額の確定・請求・支払)

第4条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請が適当であると認めたときは、申請事業者に対し支援金の交付及び額の確定を行い、別記様式第6号により、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請事業者は、支援金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出し、市長はその提出を受けて支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請があった場合
- (2) この要綱に違反した場合
- (3) 支援金を事業の目的以外の用途に使用し、又は使用しようとしたとき。
- (4) 別紙実施基準に定める要件について、違反が確認された場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。